

美波町公立病院経営強化プラン策定支援業務仕様書

1. 業務名

美波町公立病院経営強化プラン策定支援業務

2. 業務の目的

医療機関を取り巻く環境は、医療技術の高度化や高齢社会の急速な進展、医療ニーズの複雑化と多様化などにより、急速に大きな変化を続けている。

公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化がある中、

新型コロナウイルス感染症対応については公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。

今後、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれることから持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化することが重要となる。

このような状況の中、美波町は美波町国民健康保険美波病院の運営を通じて、安全、安心で良質な地域医療サービスを継続的かつ安定的に提供している。当院は経営の効率化に向けて一層努力するとともに徳島県地域医療構想を踏まえ、南部構想区域内の機能分化と連携促進に向けた取組を行う必要がある。

また医療機関間の連携だけでなく、保健所、介護や健康等関連施設、そして町との連携体制を充実させ、地域住民にとって必要な医療を継続して提供して行く必要がある。

本委託業務では、美波町が今後提供すべき医療を明確にするるとともに、これまでの取り組みの再検証を行い、美波病院、日和佐診療所及び阿部診療所の役割や医療機能の分化・連携を視座に、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に沿った、公立病院経営強化プラン(以下「経営強化プラン」という。)の策定支援を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

4. 業務の内容

(1) 前回(現行)改革プランの点検・評価

- ① 現行改革プランの計画目標、記載データ等の分析、検証を行う。
- ② 目標値(計画値)と実情との乖離の原因調査を行う。
- ③ 地域医療構想、医療計画(第7次徳島県保険医療計画)との整合性の確認

作業を行う。

- ④ 次期診療報酬改定の重点施策となる外来医療計画を踏まえ、外来医療の機能分化やかかりつけ医機能の現状調査を行う。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の経営への影響度調査を行う。

(2) 経営分析(外部環境及び内部環境の再調査)

経営強化プラン策定に際し、美波病院、日和佐診療所及び阿部診療所の外部環境と内部環境の両面調査を行う。

① 外部環境再調査

ア 外部環境調査は、地域医療構想の構想区域を対象に、次の項目を中心に、調査・分析を複合的に行い、調査方法は、文献調査と現地実査とする。

- ・患者住所地分析(診療科・入院外来別)
- ・年齢別地域別人口分布
- ・将来人口推計
- ・推定患者数調査(疾患・診療科別)
- ・将来推定患者数分析
- ・医療機関調査(診療体制・主な医療機器・連携体制等)

イ 次期診療報酬改訂では、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、病床機能の再編や外来医療計画等が重点項目になることから、現行改革プラン策定当時とは違う、新たな環境要因の洗い出しを行い、経営強化プランへの影響度の分析を行う。

② 内部環境再調査

ア 内部環境調査は、美波病院、日和佐診療所及び阿部診療所の経営状況調査を行うもので、次の項目を中心に調査・分析を行い、経営強化ガイドライン各種指標に必要な基礎的業務執行状況の把握を行う。

また、紹介率・逆紹介率、入院時の患者コンディション、平均滞在日数の詳細状況、人件費の構成割合などの医業損益の検証に必須な項目の調査も併せて行う。

- ・患者実態調査
- ・収益力分析
- ・生産性分析
- ・医療機器、備品等の稼働状況
- ・オンライン診療の現状

イ 調査方法は、既存のデータ・資料等の文献調査に加え、病院内関係者へのヒアリングを行う。

(3) 町民の医療ニーズに対する充足状況等の評価と今後の推計

- ① 関連する各種委員会、部会、その他町民の声(現行改革プランの検討委員会メンバー含む)が反映している文書や報告書等の文献調査、その評価作業を行う。

(4) 経営強化プラン策定における設定項目の見直し

- ① 令和5年10月に中間報告（経営強化プラン素案たたき台）となるよう、報告書の設定項目を見直しする。
- ② 総務省における持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインにある経営強化プラン内容に合わせた報告書のフレームワークを決定する。
 - ア 役割・機能の最適化と連携の強化
 - イ 医師・看護師等の確保と働き方改革
 - ウ 経営形態の見直し
 - エ 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
 - オ 施設・設備の最適化
 - カ 経営の効率化等

(5) 経営強化プラン策定支援

- ① 基本方針、計画骨子案、収支計画、投資・財政計画、素案等の作成を行う。

(6) 経営強化プラン成案の作成

- ① 発注者と内容を十分協議した上で、経営強化プランの成案を完成する。

5. 受託者の役割

- (1) 既存の計画に対する実績を第三者評価するとともに、次期計画策定に必要とされる調査、ヒアリング、資料作成等を行い、計画策定の作業を支援するとともに、調査結果に基づいた新改革プランの素案を作成する。
- (2) 受託者は秩序正しい業務を実施するとともに、本業務の特質を考慮し、公営企業会計及び情報処理のそれぞれについて、専門的知識と経験を有する技術者を配置するものとする。
- (3) 受託者は、公営企業会計に精通した公認会計士を1名、経営・財務マネジメント強化事業（公営企業関係）登録者を1名以上配置することとする。
- (4) 情報セキュリティマネジメント適合性評価制度認証（ISO27001）又は個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001：2017）に準拠したプライバシーマーク付与を受けていることとする。
- (5) 業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- (6) 本業務の目的を達成するにあたり、現地調査やヒアリング、打ち合わせ等効率的良く実施するために、四国内に支社（事務所）があること。

6. 業務スケジュール

概ねのスケジュールは次のとおりとする。

令和5年6月～9月

総務省 公立病院経営強化ガイドラインの要件確認
外部環境調査及び内部環境調査(職員ヒアリング)開始
既存計画の検証、新病院整備計画等の関連計画との整合性調整

令和5年10月

中間報告(経営強化プラン素案たたき台の作成)

令和5年11月

経営強化プラン素案に基づく具体的な取組みの検討
パブリックコメントの実施

令和5年12月

院内の意思決定(経営強化プランの素案策定)

令和6年2月

意思決定(経営強化プランの成案)

令和6年3月

業務委託完了報告(最終報告書の完成)

7. 成果物

(1) 業務委託報告書

紙媒体(A4版) 1部

電子媒体(Microsoft office形式(図はPDF及びJPG形式)) 一式

(2) 「プラン」本体

電子媒体(Microsoft office形式(図はPDF及びJPG形式)) 1部

(3) 「プラン」概要

電子媒体(Microsoft office形式(図はPDF及びJPG形式)) 1部

(4) 各種調査・分析データ

電子媒体(Microsoft office形式(図はPDF及びJPG形式)) 一式

8. 調査資料等の貸与

発注者は、受託者が業務を行うにあたり必要となる資料を可能な範囲で提供するものとし、受託者はその資料の管理について善良なる管理者の注意義務を負う。

9. その他提出書類

(1) 見積提出時

① 公認会計士登録者として確認できるもの

② 経営・財務マネジメント強化事業(公営企業関係)登録者として確認できるもの

③ 情報セキュリティマネジメント適合性評価制度認証(ISO27001)又は個人情報保護マネジメントシステム(JISQ15001:2017)に準拠したプライバシーマーク付与を受けていることが確認できる証明書

- (2) 委託契約締結後
 - ① 実施計画書（実施体制・実施内容等）
 - ・ 工程表
 - ・ 体制図
 - ② 一部委任届（一部委任又は下請負する場合に限る。）
- (3) 業務着手後
 - ① 着手届
- (4) 業務完了後
 - ① 実施報告書
 - ・ 完了通知書
 - ・ その他町が必要とする書類（業務完成時に指示）

10. 受託者の心得

受託者は、美波町における重大な判断に関わる立場に在ることを自覚し、常に公正な態度を保たなければならない。また、本件の実施により知り得た情報は他に漏らしてはならない。

11. 留意事項

- (1) 本仕様書に明示が無いもの及び疑義を生じた事項については、双方が協議して定めるものとする。なお、本業務は、今回の公立病院経営強化ガイドラインの要件を満たした内容とする。
- (2) 本仕様書の内容を変更する必要がある場合、双方が協議して決めるものとする。
- (3) 印刷物又は写真等の資料を引用する必要がある場合、受託者の責任において著作権管理者の了解を得るものとする。
- (4) 成果物の著作権・著作権等の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。また、発注者はこれらすべてについて二次利用する権利を有するものとする。

以上